

# 自由刑の在り方 （考えられる制度の概要）

## 自由刑の在り方（考えられる制度の概要）

懲役及び禁錮を単一化して新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）を創設する。

### 1 刑の種類

死刑，新自由刑，罰金，拘留及び科料を主刑とし，没収を付加刑とするものとする。

### 2 新自由刑

(1) 懲役及び禁錮を，新自由刑として単一化するものとする。

(2) 新自由刑は，無期及び有期とし，有期新自由刑は，1月以上20年以下とするものとする。

(3) 新自由刑は，刑事施設に拘置して，作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

### 3 各罪の法定刑

各罪の法定刑について，無期懲役及び無期禁錮は，無期新自由刑に改め，有期懲役及び有期禁錮は，「懲役」，「禁錮」，「懲役又は〔若しくは〕禁錮」のいずれの場合においても，長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

## 【検討課題】

### 1 新自由刑の内容及び規定の在り方等

#### ○ 新自由刑の内容

- ・ 拘禁に加えて，「矯正に必要な処遇」を刑の内容とするか。

#### ○ 規定の在り方

- ・ 「矯正に必要な処遇」を義務付ける根拠規定を刑法に置くか。
- ・ その場合，刑法第12条第2項及び第13条第2項に当たる条文をどのように規定するか。

#### ○ 義務の履行を担保する方策

- ・ 新自由刑の下において，現行の不良措置の在り方を改めることとするか。

### 2 新自由刑の下における加重・減軽の在り方

#### ○ 加重減軽の限度（刑法第14条関係）

- ・ 死刑又は無期の新自由刑を減軽して有期の新自由刑とする場合には，その長期を30年とするか。
- ・ 有期の新自由刑を加重する場合には30年にまで上げることができ，これを減軽する場合には1月未満に下げることができるものとするか。

#### ○ 累犯（刑法第56条，第57条関係）

- ・ 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を

受けた日から5年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期の新自由刑に処するときは、再犯とするか。

- 再犯の刑は、その罪について定めた新自由刑の長期の2倍以下とするか。
- 法律上の減軽の方法（刑法第68条関係）
  - 死刑を減軽するときは、無期の新自由刑又は10年以上の新自由刑とするか。
  - 無期の新自由刑を減軽するときは、7年以上の有期の新自由刑とするか。
  - 有期の新自由刑を減軽するときは、その長期及び短期の2分の1を減ずるか。

### 3 改正法施行前にした行為の処罰の在り方等

- 改正法施行前にした行為の処罰の在り方
  - 改正法施行前に懲役・禁錮に当たる罪を犯した場合、新自由刑を言い渡すものとするべきか。
- 懲役・禁錮受刑者に対する処遇の在り方
  - 改正法施行後は、確定判決による懲役・禁錮受刑者に対しても、新自由刑の処遇を行うものとするべきか。